

前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(供用時間)</p> <p><u>第4条 有料駐車場の供用時間は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 前橋駅東側自転車等駐車場及び新前橋駅東口自転車駐車場 午前0時から翌日の午前0時まで</u></p> <p><u>(2) 前号以外の有料駐車場 午前6時から午後10時まで</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する供用時間以外の時間においても有料駐車場を供用することができる。</u></p>	<p>(供用時間)</p> <p><u>第4条 有料駐車場(新前橋駅東口自転車駐車場を除く。)</u>の供用時間は、午前6時から午後10時までとする。</p> <p><u>2 新前橋駅東口自転車駐車場の供用時間は、午前0時から翌日の午前0時までとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する供用時間以外の時間においても有料駐車場を供用することができる。</u></p>